

添付法令資料 5 :

医薬法並びに特別に監督すべき薬品及び薬品製造用原料に関する政府の 2017 年 5 月 8 日付第 54/2017/ND-CP 号議定の若干の条項の細則を定めるベトナム保健省の通知
(目次)

2017 年 5 月 10 日付第 20/2017/TT-BYT 号通知 / 17.07.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 特別に監督すべき薬品及び薬品製造用原料に関する保管、生産、調合、使用、廃棄、引渡し、運送及び報告 (第 4 条ないし第 8 条)
- 第 3 章 放射性薬品の提供 (第 9 条ないし第 11 条)
- 第 4 章 特別に監督すべき薬品及び薬品製造用原料に関する書類及び帳簿並びに関連を有する証憑及び材料の保管 (第 12 条ないし第 18 条)
- 第 5 章 施行条項 (第 19 条ないし第 22 条)